

## 令和2年度荒廃農地等を活用した活動団体支援事業募集要項

静岡県は、荒廃農地をはじめとした農地の有効活用を図るため、荒廃農地等を活用し、地域の農業振興に取り組む団体等に対し、活動経費の一部に補助金を交付する「荒廃農地等を活用した活動団体支援事業」を実施します。

令和2年度事業について、次のとおり事業実施団体を募集します。

### 1 応募対象者

応募対象者は静岡県内で荒廃農地の再生や農地の荒廃化防止の取組を通じ、地域の農業振興に取り組む以下のいずれかの者としします。

- (1) 静岡県内にて地域活性化に取り組む法人
- (2) 3名以上の者で構成し、定款又は組織運営に関する規約が定められている団体

### 2 補助対象事業

県内で概ね10アール以上の農業振興地域内農用地区域外農地（白地）を含む荒廃農地等\*を活用し、農作業体験、新規作物の試作等地域の農業振興に資する取組について、活動費の一部を助成します。

※荒廃農地等とは荒廃農地及び荒廃農地になるおそれのある農地（保全管理農地等）のことを指します。

### 3 補助対象経費

補助対象は本事業に直接必要な下記の経費とし、同一団体等が2年目以降も事業申請を行う場合は、2年目以降は賃借料、役員費、需用費のみ補助対象とします。

項目	内 容
賃借料	リース料、会場使用料
役員費	農作業委託料、参加者の傷害保険料
需用費	資材購入費、消耗品費
報償費	講師謝金
通信運搬費	通信費（切手代）
その他	その他必要と認めるもの

### 4 補助率（額）

補助対象経費の2分の1以内（ただし、40万円を上限）

### 5 補助対象期間

補助金の交付決定日以降に行われ、令和3年3月31日までに支出が完了する活動が補助対象です。

2年目以降の活動に対する補助は、県予算及び年度ごとに申請する事業計画の審査結果によります。（最長2021年度まで）

## 6 応募方法等

- (1) 提出書類様式は、県HPからダウンロードできます。  
(県HP トップページ→産業・雇用→農林業→農業ビジネス課→耕作放棄地対策→お知らせ→荒廃農地等を活用した活動団体支援事業実施団体の募集について)  
ホームページURL : <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-320/kosakuhoki/model.html>
  - ① 申請書(様式1)
  - ② 実施計画書(様式2)
  - ③ 定款又は規約
  - ④ 活動予定場所の写真
  - ⑤ 計画内容の詳細がわかる資料
- (2) 受付期間  
令和2年5月11日(月)～6月3日(水)
- (3) 提出・問い合わせ先  
静岡県経済産業部農業局 農業ビジネス課 耕作放棄地再生班  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館9階  
TEL : 054-221-2617  
FAX : 054-221-3688

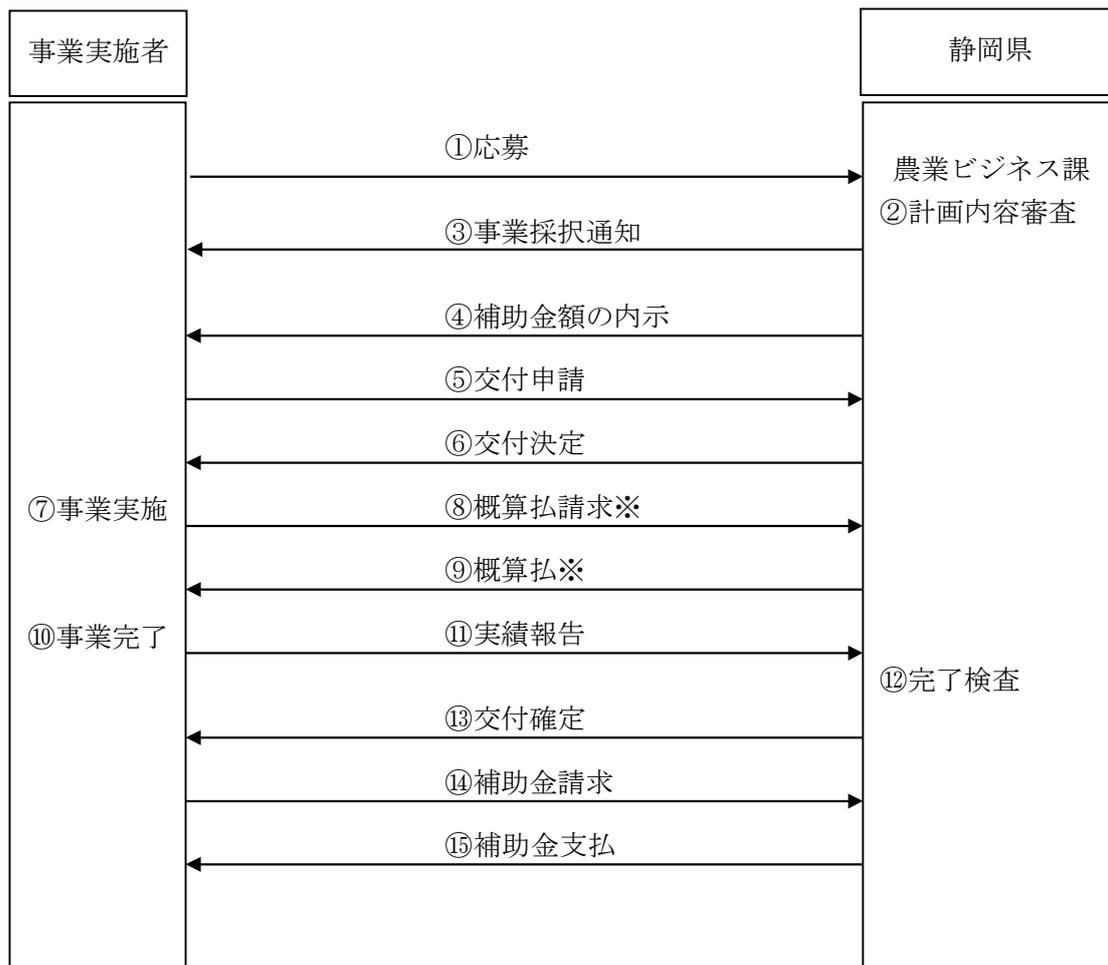
## 7 選考方法

- (1) 事業実施者は書類審査により決定します。
- (2) 審査では、期待される効果等を総合的に判断して事業実施者を決定します。  
審査結果は通知しますが、採否の理由等についてはお答えできません。

## 8 事業の実施

- (1) 事業実施者は、別に定める補助金交付要綱に基づき、補助金の交付申請を行い、補助金の交付決定後に事業に着手してください。
- (2) 事業実施主体が他制度の補助金を受けている場合は、重複した活動内容に対して補助を受けることはできません。
- (3) 補助金に関する会計処理は、補助対象事業費の区分を明確にし、適正に処理してください。
- (4) 事業年度終了後、実施要領及び補助金交付要綱に基づき、実績報告書を提出していただきます。
- (5) その他詳細については県農業ビジネス課耕作放棄地再生班までお問い合わせください。

9 事業実施の流れ



※概算払を希望する場合のみ（限度額あり）